

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第64号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大曽根北シティ住宅	北区山田町
-----------	-------

を」

「

大曽根北シティ住宅	北区山田三丁目
-----------	---------

に、」

「

山田西シティ住宅	北区山田西町3丁目
六郷荘	北区山田西町3丁目

を

」

「

山田西シティ住宅	北区山田二丁目
六郷荘	北区山田二丁目

に改

」

める。

附 則

この条例は、名古屋都市計画事業大曽根北土地区画整理事業の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。